

徳島県肢体不自由児者父母の会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、徳島県肢体不自由児者父母の会連合会（以下、「本会」という）といふ、通称、徳島県肢連という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長の所在の住所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、肢体不自由児者（心身障害児者を含む）とその家族の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 中央本部、ブロックおよび県内支部間の情報交換の場として、その育成強化に関する知識の普及と助成

(2) 重度重複障害者を含む本人たちが安心して地域生活ができるよう本人部会の育成と父母の会の結束

(3) 肢体不自由児者や心身障害児者が自立更生できる環境づくり

(4) 肢体不自由児者や心身障害児者福祉に関する社会的啓発

(5) 肢体不自由児者や心身障害児者福祉に関する調査研究

(6) その目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同した肢体不自由児者（心身障害児者含む）
本会の目的に賛同した肢体不自由児者（心身障害児者含む）
の父母（父母に変わる保護者を含む）によって構成された団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人、法人または団体
(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

3 会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由をつけて会長に届けなければならない。

第4章 役員など

第9条 本会に次の役員（各支部4名以内）をおく。

(1) 理事 5名以上10名以内

①会長 1名

②副会長 1名

③理事 若干名

(2) 会計監査 2名

2 事務局員 若干名

(役員の選任)

第10条 理事は、会員の内から支部の推薦によりこれを選任し総会の承認を受ける。

2 会長、副会長は、理事の互選とする。

3 会計監査は、総会において選出する。

4 理事および会計監査は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、または会長がかけたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成する。

(会計監査の職務)

第12条 会計監査は、本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 財産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された任期は、前任者の残任期間のとする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が次の各号に該当する場合は、理事会の議決により総会の承認を受け、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認めたとき。

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(相談役)

第15条 本会の相談役を若干名おくことができる。

(2) 相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第5章 会 議

(種別)

第16条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員を以て構成する。

2 理事会は、理事を以て構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および事業予算

(3) 会則の変更

(4) 会長が必要とみとめた事項

(開催)

第19条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員および賛助会員の1/5もしくは会計監査から目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

第20条 会議は会長が招集する。

(議長)

第21条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第22条 理事会・総会の議決は、出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

第6章 資産および会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入を以て充てる。

(予算および決算)

第24条 本会の収支予算は、理事会の議決を経て定め、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

(特別会計)

附則 この会則は平成25年6月12日より施行する。

徳島県肢体不自由児者父母の会連合会会費基準

会 員 の 区 別		会 費
正会員	本会の目的に賛同した肢体不自由児者（心身障害児者含む）とその父母（父母に変わる保護者を含む）によって構成された団体。	1名 500円
賛助会員	本会の趣旨に賛同する個人、法人または団体。	一口 1,000円